

新型コロナウイルス感染予防のため、学校や職場では、ネットを通じた授業やテレワークなどの取り組みがなされてきました。パソコンやスマホなどが普及した今、同じ場所にいなくてもネットを使えば、いつでもどこでも情報を発信・入手することができず。しかし、情報社会の基盤が整備されることにより新たな問題も起きています。ネット上での個人情報流出、迷惑メール、出会い系サイト、スマホ中毒などがあるほか、特にネットを悪用した人権侵害は深刻な問題となっています。

今年5月、人気番組に出演していた女性が、番組内での言動から会員制交流サイト（SNS）で一部の視聴者から激しい誹謗中傷を浴び、自らの命を絶つという事

件が起きました。この事件を受け、総務大臣から悪意のある投稿を抑止するため、発言者の特定を容易にする制度改正を検討する意向が示されました。ネット上の誹謗中傷を巡っては、名誉毀損やプライバシー侵害などの相談が年々急増しており、総務省が開設する相談窓口には、昨年度約5、000件の相談が寄せられました。

ネット上では、互いの顔が見えないため攻撃性が高まり、次第に内容も悪質化するそうです。自宅で誰からも見られず、匿名で簡単に情報発信ができることから悪質な書き込み行為への歯止めが利かなくなってしまうのです。人と人をつなぐシステムが、人を誹謗中傷したり、差別を助長・扇動したりするといった人権

侵害に利用されることは残念でなりません。

何の配慮もなく、思いつきや感情をそのまま語ると、簡単に人を傷つけてしまいます。顔や名前が出ないからこそ自らの発言に責任をもち、人を不快にさせるような発言をしないように努めたいものです。画面の向こう側には感情を持った人がいるのですから。

